

令和3年度介護報酬改定に伴う 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の見直し案

令和3年1月29日／鳥取県長寿社会課

- 現在、社会保障審議会介護給付費分科会において、令和3年度介護報酬改定に向けた議論が行われているところですが、現時点で、厚生労働省から示されている「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」に関する見直し案は次のとおりです。
- 今後、厚生労働省から事務連絡等があり次第、おってお知らせします。

▽以下、第199回社会保障審議会介護給付費分科会(R3.1.18)資料より抜粋。

1 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の職場環境等要件の見直し

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

(1) 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。

- ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
- ・ 職員のキャリアアップに資する取組
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
- ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- ・ 生産性の向上につながる取組
- ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

(2) 職場環境等要件に基づく取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求める。

2 「介護職員等特定処遇改善加算」の見直し

介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。

- ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

3 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。